

## 分野別所管課一覧

	分 野 別	所 管 課
1	女性の人権について	男女共生社会推進課
2	子どもの人権について	子ども未来課、生涯学習課、 県立学校課、小中学校課
3	高齢者の人権について	長寿社会推進課
4	障害者の人権について	障害福祉課
5	同和問題について	人権政策課
6	外国人の人権について	文化国際課
7	感染症（ハンセン病、H I V等） ・難病患者等の人権について	健康対策課
8	犯罪被害者とその家族の人権について	県民生活課
9	さまざまな人権について	人権政策課

分野別施策名	女性の人権について
--------	-----------

説 明 課                      男女共生社会推進課

---

1 最近の動向

男女共同参画の推進につきましては、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化するため、平成15年3月に『和歌山県男女共同参画基本計画』を策定し、市町村、NPO等各種団体など県民の皆さん、事業者の皆さんとも連携しながら、数値目標を定め、計画的に進めてまいっております。

この間、「政策・方針決定過程での男女共同参画の促進」につきましては、県の設置する審議会等への女性委員の登用を進めるため、『和歌山県審議会等への女性の参画促進要綱』を制定し、「平成17年度までに30パーセント以上とすること」を目標に全庁的な取組を続け、本年3月1日現在で30.04パーセントと、その目標を達成したところでございます。

しかしながら、昨年、県の広報室が実施した県民意識調査によりますと、「男性は仕事、女性は家事・育児」というような性別役割分担については、これに肯定的な考えをお持ちの方が、46パーセントもいらっしゃるなど、依然として男女平等の実現を阻害する社会的要因がまだまだ根強く残っております。

また、近年大きな社会問題となっておりますドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントにつきましては、男性優位の意識や男女の経済的格差などの構造的問題を背景にして、被害が深刻化し、重大な人権侵害として大きな問題となっております。

とりわけ、ドメスティック・バイオレンスにつきましては、県男女共生社会推進センターや県女性相談所における相談件数が、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行された平成13年度以降大幅に増加し、平成16年度には、両者併せて1,076件にもなっております。

## 2 主要事業の展開

こうした状況の下、男女共生社会推進センターにおきましては、男女共同参画相談員による「総合相談」、女性弁護士による「法律相談」及び女性カウンセラーによる「カウンセリング」を実施し、平成17年度には、総合相談1,348件、法律相談135件、カウンセリング102件、合計1,585件の相談が寄せられているところです。

この他、平成17年度におきまして、県民の皆さんの意識啓発を図るため、「みんなで参画！これからの子育て」、「男女共同参画ABC」をテーマにした『ふるさとづくりタウントーク』や、女性のチャレンジ支援のための『わたしには夢がある塾』など様々な事業を実施し、性別による固定的な役割分担やドメスティック・バイオレンスなど男女共同参画を阻害する問題の解決を支援しているところでございます。

また、当課におきましても、ドメスティック・バイオレンス被害者支援のため、民間団体も含めた関係機関の連携を強化するためのネットワーク会議やボランティア育成講座を開催するとともに、17年度、新たに、男女共同参画を推進する事業者の登録制度を設け、事業者に対する男女共同参画に関する意識啓発も実施して参ったところでございます。

### 3 今後の取組等

国においては、昨年12月、平成12年に策定した『男女共同参画基本計画』を改定し、第2次計画を策定しました。

この第2次計画では、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「女性のチャレンジ支援」、「男女雇用機会均等の推進」、「防災対策など新たな分野への取組」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」など、10項目が重点事項として掲げられているところであります。

県におきましても、平成15年に策定いたしました『和歌山県男女共同参画基本計画』が、今年度、最終年度を迎えることから、現行の計画の見直しをするとともに、計画策定の基礎資料とするため、『男女共同参画に関する県民意識調査』を実施することと致してございます。

なお、こうした基本計画の改定作業とは別に、平成18年度におきましても、男女共生社会推進センターにおきまして、男女共同参画相談員や弁護士による相談体制を継続するほか、当課におきましても、昨年度に引き続き、ドメスティック・バイオレンス被害者支援のためのネットワーク会議や岩出市でボランティア育成講座の開催などを予定致してございます。

今後とも、こうした取組をとおり、男女が人として平等で、性別に関わらず人権が尊重され、男女が共に個性と能力が発揮できる社会の実現を目指して参りたいと考えてございます。

分野別施策名	「子どもの人権について」
--------	--------------

## 説明課 子ども未来課

### 1 最近の動向

平成17年に和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」を策定し、その中でも「子ども一人ひとりの人権を尊重する視点」を基本視点のひとつとして様々な施策を実施しているところです。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は依然として厳しく、平成17年に「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正が施行され、児童虐待は明確な子どもの人権侵害である、と定義されたにも拘わらず、子どもに対する大人の不適切な関わりは減ることがなく、不幸にして命を落としてしまう事例も少なくはありません。

平成16年度に全国の児童相談所が取り扱った児童虐待の相談処理件数は33,408件と3万件の大台を超え、厚生労働省が虐待相談の統計を取り始めた平成2年度を1とした伸び率は30.34となっています。

本県においても、児童虐待は大きな問題になっていて、平成16年度に県内の児童相談所が受付処理した児童虐待の相談件数は249件と増加の傾向に歯止めがかからない状態です。また、平成17年度末の速報値では293件の受付処理件数となっています。

この背景には、核家族化等の家庭環境の変化、地域社会の連携の希薄さといったことがあると考えられ、子育て家庭が子育ての負担を感じたり、家族そのものが機能しなくなり、親・子、お互いがストレスを感じ、育てづらい、育ちづらい環境が改善されないままとなっています。

児童の権利に関する条約に保障されている、子どもの最善の利益を保護するために、子どもたちが健やかに育つ環境を整えるため、子どもの権利についての意識の醸成、すべての子育て家庭への支援、親と子の健やかな心身の「育み」への支援、子どもが安全に育つ安心なまちづくりを基本目標として、個別のとりくみを行っているところです。

## 2 主要事業の展開

### 1 児童虐待等へのとりくみとして

平成17年度より、児童福祉法の改正に伴い、児童相談の一義的な窓口として、市町村が位置づけられました。住民の生活に一番近い市町村の相談機能の充実を図るため、「児童虐待防止ネットワーク」づくりを促進し、児童虐待の未然防止と地域の子育て支援の強化を図っています。

専門機関としての児童相談所の相談体制の充実と、児童福祉司・児童心理司といった専門職員の強化を図り、処遇の困難な事例に対しての効果的な対応と、児童の救済及び保護者への関わりを深めることで虐待の発生を防止したいと考えています。

また、法的な対応に備えて児童福祉専門弁護士の配置や、児童精神科医による「子どもメンタルクリニック」を子ども・障害者相談センター内に開設し、児童・保護者に対するこころのケアを実施しています。

虐待を受けた児童の生活場所の保障として、児童養護施設や里親の開拓、支援を実施して行きたいと考えています。

児童養護施設へのとりくみとしては、入所児童の、こころのケアの充実を図るため、心理療法担当職員や、個別対応職員の配置を行い、入所児童の支援体制の強化を図っています。

里親へのとりくみとしては、里親支援事業として、養育技術向上を図るための研修の実施や、里親の一時的な休息を図るための援助体制の充実につとめます。

また、虐待を受けた児童を専門的に養育する専門里親の育成に努めるとともに、里親制度そのものの普及促進を図るための広報を行いたいと考えます。

### 2 子育てがしやすい環境づくりへのとりくみ

子育ての家庭の課題として、孤立化という問題があります。地域で活動している子育て支援団体と協働で、それぞれの地域の特性に応じた子育て支援体制による支援体制の充実を図るとともに、子育てに関する様々な情報提供や、親子が集まり自由に交流できる場所の設置を目指します。

働く家庭の様々なニーズに応えるため、多様な保育サービスの充実を行

うことで、育児と仕事への充実を図ります。

子育てに対する相談機能の充実を図るため、各市町村、保育所、幼稚園、児童相談所といった相談機関の連携を強化して、子育てに関する不安の解消に努めます。

### 3 今後の取組等

児童虐待防止ネットワーク事業として、住民に身近な市町村域で子どもに関わる関係機関（保健・医療・福祉・教育・警察・司法等）の連携を図り、児童虐待への対応を強化します。

市町村、児童相談所の相談機能の強化のため、児童相談所に、児童相談対応支援員の配置を行うことで、市町村との連携を図ります。また、適切な養育技術を地域住民に指導するための人的資源の育成を図るための研修会を実施します。

要保護児童の受け皿である、児童養護施設における子どもたちの基本的な権利を守るため、プライバシーに配慮した生活空間の確保や快適な生活基盤の充実を図るため住環境整備への助成を行います。

家庭の多様なニーズに応えられる保育サービスの充実につとめます。

（低年齢児の受入、幼稚園・保育所の双方の機能を持った施設の整備、延長保育や休日保育を実施する市町村への支援等）

幼稚園・保育所等関係職員の資質向上のために初級保育士研修等の各種研修を実施します。研修にあたっては、保育士、幼稚園教諭相互の研鑽のため合同の研修とします。乳幼児期は子どもにとって生涯にわたる人間形成の基礎を養う時期でもあるため、子ども一人ひとりの人格や個性を大事にできる、人を思いやる心や人権を大切にできる保育を推進します。

分野別施策名	2 子どもの人権
--------	----------

説明課 生涯学習課

## 1 最近の動向

県教育委員会では、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、子どもの権利に関する条約等の精神にのっとり、平成17年2月15日「和歌山県人権教育基本方針」を策定し、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子ども一人ひとりを大切にした教育を推進している。

現在の社会では、核家族化や少子化の進行による家庭環境の変化や地域社会における人間関係の希薄化などにより、子育て家庭の孤立化や子育てへの不安や負担が大きくなり、地域や家庭の教育力を高めることが急務となっている。

## 2 主要事業の展開

### (1) 子育てしやすい環境づくり

#### 家庭教育子育て支援推進事業

各地域の家庭教育子育て支援に指導的な立場で携わる人材を育成している。また、学習資料「本音で、トーク!」を作成し、学級懇談会などでの活用を図っている。

### (2) 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発

#### 人権教育推進事業及び人権教育総合推進事業

各種研修会、資料集の作成・発行、学校訪問等を通じて、教職員や地域の指導者の人権教育・啓発に係る指導力の向上を図るとともに、子どもの人権についての指導方法を提案・指導している。また、平成17年に県内すべての小学校で実施している保護者学級で活用するための学習教材として、参加型で学習できる子どもの人権パンフレット『子ども心によりそって～おとなのための子どもの権利条約～』を作成した。



#### 地域ふれあいルーム開設事業

子どもの様々な体験活動や地域住民同士の交流活動を推進する拠点として「地域ふれあいルーム」を開設した。

(H16年度99か所、H17年度128か所、H18年度142か所)

子ども達が地域の大人の協力を得ながら、公民館などで一定期間寝食を共にし、学校に通う「通学合宿」の実施を推進している。

(H16年度17か所、H17年度30か所、H18年度38か所)

#### 子どもと大人の“共育”推進事業

「地域ふれあいルーム」の開設を支援するため、研修会やフォーラム等を実施している。

#### 青少年ボランティア体験事業

高齢者福祉施設等におけるボランティア活動を体験することにより、豊かな感性と人を思いやる心をはぐくむ取組を進めている。

### 3 今後の取組等

今後とも、学校や地域社会における子どもの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの人権についての学習活動の振興が図られるよう、指導者の養成を目指した研修や資料集の発刊等を行う。また、家庭において人権尊重の意識が高められる教育がおこなわれるよう学習機会や情報の提供を行う。

分野別施策名	2 子どもの人権
--------	----------

説明課 県立学校課

**1 最近の動向**

本県の高等学校における問題行動の発生件数は減少の傾向にあるが、暴力行為、長期欠席（不登校）及び中途退学については、依然として憂慮すべき状況にある。このような子どもたちは、学校生活や将来の生活に対する目的意識が希薄であったり、学校への帰属意識が低いことなどの特徴がみられる。

こうしたことをふまえ、一人ひとりの子どもが基礎的・基本的な学力を十分身につけることができるよう高等学校においては、数学や英語を中心に習熟度別の学習が実施され、情報等の実習を伴う教科・科目でチームティーチングや少人数学級編制による授業を実施している。

また、総合学科や単位制高校では、少人数学級編制の授業や多様な選択科目を設定し、子どもの主体的な選択を尊重しながら、個に応じたきめ細かい教育活動を行う一方で、自主性を生かしつつ、基礎学力の定着を図る取組を進めている。

**2 主要事業の展開**

**ウ 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発**

**ハイスクール・サポート・カウンセラー配置と教育相談推進**

現代の高等学校が抱える様々な課題に対応するために、県単独の事業としハイスクール・サポート・カウンセラーを配置した。平成17年度は23校に、平成18年度は34校に配置している。

学校生活における子どもたちを支援する主な分野は、教育相談、基礎学力支援、進路指導、生徒指導などである。

**県立高等学校総合学科の設置、単位制高等学校の設置**

平成6年度和歌山高校に初めて導入された総合学科も、平成9年度に

有田中央高校、平成16年度に熊野高校と、地域的なバランスを考慮しながら配置している。

単位制高校としては、平成12年度から大成高校に導入し、続いて平成13年度に古座高校、平成14年度は伊都、和歌山西、新宮商業の3高校、平成15年度は紀央館高校に導入してきた。

### 3 今後の取組等

一人ひとりの子どもが、将来の目標に向かって、有意義な学校生活を送れるようハイスクール・サポート・カウンセラーを積極的に活用しながら、それぞれの子どもたちのつまずきを支援していく。また、各学校においては、教員がハイスクール・サポート・カウンセラーと協力・協働することにより、子どもに対す指導を一層効果的なものにしていく。

また、教育の一層の充実を図る高等学校の再編整備の一環として、平成19年度から新宮商業高校を総合学科へ移行することとし、商業科目に加えて、工業の専門科目等の開設をはじめ、地域のニーズに対応する特色ある学習活動ができるよう作業を進めている。

分野別施策名	「子どもの人権について」
--------	--------------

説明課 小中学校課

## 1 最近の動向

小中学校課では、子どもの人権について、各学校が教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に即した人権教育の実施が図れるよう努めている。

「子どもの人権」に係る所管事業について、以下の3つを柱として捉えている。

少人数学級編制など学校教育における人的物的条件の整備

犯罪被害を受けた子ども等に対する支援活動

基礎・基本的な学力に係る事業

## 2 主要事業の展開

ウ 子どもの健全な成長を促す環境づくりと子どもの人権についての教育・啓発

少人数学級編制など学校教育における人的物的条件の整備を図る。

「指導方法工夫改善研究指定」、「学習支援推進教員配置」

基礎・基本的な学力に係る事業の充実を図る。

「学力拠点形成事業」、「指導方法工夫改善研究指定」

一人ひとりの子どもが基礎的・基本的な学力を身につけることができるよう少人数学級編制など人的物的条件の整備や「学力」に係る各事業において「確かな学力」の向上を目指した研究実践を行っている。

犯罪被害を受けた子ども等に対する支援活動を充実させる。

「子どもの虐待防止マニュアル策定」

子どもを取り巻く環境のなか、子どもの人権が十分に保障されていない状況も見られる、特に児童虐待への取組は重要な課題と捉え展開を図っている。

### 3 今後の取組等

今後の取組として、平成18年度においては、小中学校全学年で少人数学級編制を実施し、その教育効果について検証する。

基礎・基本的な学力に係る事業の充実を一層図り、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努める。

また、学習指導上、生徒指導上又は、進路指導上の課題の大きい学校に学習支援推進教員を配置し、解決を図る。

分野別施策名	高齢者の人権
--------	--------

説 明 課 長寿社会推進課・介護予防推進室

1 最近の動向

県の高齢化率は、平成17年3月31日現在で23.2%となっており、全国の19.5%（平成16年10月1日現在）に先行して、年々高齢化が進んでいます。出生率の低下による少子化傾向も加わり、本格的な少子高齢化社会を迎えようとしています。

これに伴い、介護を必要とする高齢者も増加しており、要介護高齢者の家族介護力の低下や介護期間の長期化による介護ストレスなどが原因となる高齢者虐待の問題や、要介護者の半数を占めるといふ認知症高齢者に対するケアの確立が重要な課題となっています。

こうしたなか介護保険制度が改正され、基本理念に「尊厳の保持」が明記されるとともに、高齢者が健康で活動的な生活を送れるように要介護状態に陥らない、あるいは要介護度が悪化しないようにする予防重視型システムへの転換、身近な地域で多様な介護サービス提供が可能となる地域密着型サービスや地域の包括的ケアの中核となる地域包括支援センターの創設といった新たなサービス体系が確立され、さらにはサービスの質の確保・向上を目的に介護サービス情報の公表が義務づけられるようになりました。

また、「痴呆」という用語が、侮蔑的な表現である上に、実態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断等の取り組みの支障となっているとして「認知症」に改められました。

高齢者虐待防止法、正確には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が今年度4月1日から施行されています。

虐待を受けた高齢者の発見、通報、保護、立入調査等といった虐待防止の

ための措置を定めるとともに、高齢者虐待は介護負担や介護疲れがその大きな原因とされることから養護者の負担軽減を図るために養護者を支援していくというのが本法の趣旨です。

## 2 主要事業の展開

「地域における介護予防の推進」として、昨年、和歌山大学と協働開発した”わかやま型”高齢者運動プログラム「わかやまシニアエクササイズ」による医療費抑制や介護予防効果の検証を行うとともに、東京都老人総合研究所と県、モデル市町村が協働し”わかやま型”介護予防システムの開発を行ったところです。

入居者一人ひとりの居住環境に配慮した個室・ユニット型の特別養護老人ホームの整備を促進するとともに、認知症高齢者が家庭的な環境で安心して生活できる認知症高齢者グループホームの整備促進を図り、平成17年度末現在でそれぞれ特養のユニット型個室数590室、グループホーム設置数61か所となっています。

その他、高齢者の人権を尊重した質の高い介護サービスの提供を目指し、介護支援専門員や介護職員等を対象とした様々な研修を実施しています。

また、高齢者がこれまでの人生で培ってきた知識や経験を活かして地域社会に貢献することで生きがいをもって生活できるように、高齢者ボランティアを養成・登録する「いきいきシニアリーダーカレッジ」「いきいきシニアリーダーバンク」の運営や老人クラブ活動に対し支援しています。

### わかやま長寿プラン2006の策定

高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の積極的な支援、青壮年期からの健康づくり、介護予防施策を充実するとともに利用者の立場に立った質の高い介護サービスの実現をめざして「わかやま長寿プラン2006」を策定しました。

### 3 今後の取組等

#### 地域包括支援センター職員等研修

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるようにするためには、それぞれの地域において、介護予防マネジメント、総合相談・権利擁護、虐待の早期発見等の包括的な地域ケア体制の確立が必要であり、今回の改正介護保険制度により導入される「地域包括支援センター」がそのような地域包括ケアを支える中核機関として位置づけられています。当該センターの指導者、従事者に対する研修を実施し、資質の確保・向上を図ることで地域包括ケアの実現をめざします。

#### 「介護サービス情報の公表」制度推進

介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービスの選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度を本格実施します。

#### 認知症地域医療支援

医療的側面から地域における認知症の早期発見・早期対応システムの充実を図るため、認知症サポート医の養成及びかかりつけ医の認知症対応力の向上を図るために研修を実施します。



分野別施策名	4 障害者の人権
--------	----------

説明課

障害福祉課

1 最近の動向

障害者福祉施策に関しては、平成16年3月に障害者施策の基本的方向を示した「紀の国障害者プラン2004」を策定し、在宅サービスの充実など、障害のある人の地域生活支援施策などに積極的に取り組み、和歌山に住んでよかったと実感できる共生社会の実現に向けて、総合的・計画的に障害者施策を推進しているところです。しかしながら、まだまだ物理的な障壁の他、心の障壁も残っており、その解消に向けて、各種施策のより一層の推進が求められているところです。

さて障害者施策を取り巻く状況については、「障害者自立支援法」が段階的に施行されております。この法律の目的は「障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を実現する」ことであり、また、日本において初の身体・知的・精神の三障害共通の基盤整備に向けた法律であり、これにより、三障害に関する保健福祉サービスを統一的に実施することが可能になりました。同法の円滑な施行に向けて、昨年度当初より、利用者、事業者の理解を得るための説明会を県内各地で実施してきたところですが、今後とも一層の理解を得るため、広報等を継続して実施していきます。

2 主要事業の展開及び今後の取り組み

障害者の人権とその施策についてですが、大きな意味では、障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すノーマライゼーションという理念の実現が、障害者の人権を確立することであり、そういう意味では、障害者施策が人権施策であるともいえます。

人権問題としては、まず「障害や障害のある人に対する理解、認識が十分でない」ということがあります。また、身近な問題としては、例えば、車いす使用者用駐車区画に、必要のない方が駐車をしたり、点字ブロックの上に、

自転車止めたりという問題があります。

このため、啓発ということが重要となるわけですが、現在、実施している主な事業としては、先ず、県内の小学生を対象に、障害のある方がまちで困っているとき「何かお手伝いいたしましょうか」と一声かけて、お手伝いできる子ども達を養成する「キッズサポーター養成事業」を県内24校で実施しているところです。

また、「福祉のまちづくり推進事業」としては、障害者週間を中心とした各種啓発事業のほか、地域で障害のある人もない人もともに支え合いながら暮らしていくように、県内の振興局単位で、地域での交流会、障害者疑似体験、シンポジウム等、工夫をこらした啓発活動を行っております。

次に、物理的な障壁の除去ということで、民間施設のバリアフリー化を促進する「福祉のまちづくり民間施設整備補助事業」の実施や、「福祉のまちづくり県有施設整備事業」としては、県有施設のバリアフリー化を進めてきているところです。

また、働く意欲のある障害者の就労を支援するため、知的障害者本人がホームヘルパー3級資格を取得するための講習会の開催や、県庁・民間企業での職場体験実習などを行う「チャレンジド就労サポート事業」を実施しているところです。

さらに、障害者自立支援法の施行に伴い、無認可作業所についても、NPO法人格等を取得することにより新事業体系のもとでサービス提供が可能となることから、法定事業所への移行を支援するため、施設改修などについて補助を行っていく「ステップアップ小規模作業所事業」を今年度創設したところです。

「障害者IT促進事業」としては、障害者IT講習会の開催や周辺機器の購入に補助するなど、いわゆる「デジタル・デバイド（情報格差）」の解消を図るほか、今年度の新規事業である「コミュニケーション支援体制整備事業」では、県主催の講演会等に対して手話通訳者を派遣することにより聴覚障害者のコミュニケーションを支援していきたいと考えているところです。

「和歌山県障害者権利擁護相談室設置事業」では、県子ども・障害者相談センター内に、障害者権利擁護相談室（愛称：ハートフル110番）を開設

して、障害者の人権や財産関係などの相談に対応しております。なお、法律関係については、弁護士が相談者に面談のうえ、適切な助言を行っております。

また、この他に悪質訪問販売による被害の予防など、障害者の権利擁護を図るために、今年度は、成年後見制度の利用を促進するための利用啓発事業を実施します。

なお、老朽化している県立知的障害児施設「有功ヶ丘学園」については、入所児童の処遇向上を図るため、18年度から3箇年計画で建て替えを実施します。

さらに精神障害者や精神障害についての正しい知識の普及・啓発を実施していくとともに、地域社会での生活支援の推進等により、精神障害者の自立と社会参加を一層促進していきます。

以上のような取り組みによって、障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、和歌山に住んで良かったと実感できる、差別のない社会の実現を目指すという基本姿勢で施策を進めていきたいと考えております。

分野別施策名	同 和 問 題
--------	---------

説 明 課      人 権 局   人 権 政 策 課

### 1 最近の動向

平成14年3月31日の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（いわゆる「地対財特法」）」失効以降、基本的には、人や地域を特定した特別対策は終了した。

同和問題解決のための施策については、これまでの同和对策事業における多くの成果を踏まえつつ、様々な課題に対しては、一般施策において工夫を凝らし、同和問題の解決と、人権尊重の視点に立った取組を実施することとした。

今なお、差別事象や人権侵害が発生しており、平成17年度に市町村からの発生報告があった差別事象は、全体で11件だったが、内訳は、「行為者不明」の悪質な投書や落書き・電話による事件が7件、又「発言」が4件であった。

「投書」の事象のひとつに、平成16年1月から和歌山市において、特定宗教団体から脱退した個人やその家族の名前を用いて、市内小学校、高校、運動団体、（財）和歌山県人権啓発センター、和歌山市斎場等へ、差別表現を使用した差別はがきが連続して送付されている事象があった。

行為者は、匿名的な手法で、いずれも不当極まりない差別表現を執拗に記載している。

「発言」の事象のひとつに、平成17年11月、橋本市において、誘致企業の営業成績を向上させるための研修での差別事象があった。

これは、業務成績を11ランクにわけ、「最強クラス」「まあまあ強い?」「普通の人間」「人間」「農民」「小作農家」「小作農家の4男」「エタ・非人」

「人間じゃない何か」「I P O Dとか持っている場合じゃない生命体」「I P O Dとか粉々になるなコイツわ」や、このランクにあてはめて個人名を書き、研修を行ったものである。

研修資料には、同和問題はもとより、営業成績のランクによって従業員の人間性まで決めつけてしまうかのような内容で、現在社会の弊害が投影されている事象である。

## 2 主要事業の展開

平成13年度に実施していた同和対策事業のうち、平成18年度現在、「進学奨励事業」や「同和対策住宅新築資金等貸付事業」などの8事業については、施策実施事由の終了までの当分の間、経過措置を実施している。

なお、「同和対策住宅新築資金等貸付事業」は、居住環境の整備改善を図るため、住宅を新築、宅地を取得しようとする者へ資金の貸付を行っている市町村に対して、県が、資金の貸し付けを行ってきた。

現在、市町村から県への償還は滞りなく行われているが、借受人から市町村への償還に、滞納や回収困難が発生している。

このため、回収に係る強制執行等に要する経費の一部に対して補助を行う「同和対策住宅新築資金等貸付金滞納処分促進対策事業」を、平成17年度から実施している。

「部落史編纂支援事業」は、部落差別が、いつから、なぜ、発生し、どうして現在まで残されているのかという学術的な研究解明に対し、平成17年度から支援を実施している。

「同和運動推進月間（毎年11月）」を広く県民に提唱するとともに、月間中の啓発講演会の開催や、街頭啓発等の取組によって、県民の差別意識の解消に努めている。

### 3 今後の取組等

「地対財特法」期限後、本庁各課室及び振興局各部に「人権同和施策推進委員」を設置し、各所属において、同和対策事業における多くの成果を踏まえつつ、様々な課題に対して、同和問題の解決と、人権尊重の視点に立った取組を実施しており、引き続き施策の推進を図っていく。

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」第2条第4項において、「県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努める」こととされており、今日の同和行政の成果と課題を把握するために、「同和問題を取り巻く様々な状況を十分勘案のうえ、調査の内容や実施方法、実施すべき時期等を慎重に検討」のうえ、調査を実施したい。

引き続き、県と市町村が一致協力し、工夫を凝らした啓発活動の取組により、県民の差別意識の解消に努める。

引き続き、人権侵害の被害を救済する機関の設置を国に求めるとともに、当分の間、市町村と連携し、被害者の救済の一翼を担っていく。

インターネット上の差別落書き等に対する適切な取組などを、検討していく。

分野別施策名	外国人の人権について
--------	------------

## 説明課 文化国際課

### 1 最近の動向

本県の外国人登録者数は、平成16年末で7,032人（出身国別の内訳は、多い順に、韓国・朝鮮国籍3,430人、中国国籍1,484人、フィリピン国籍735人、タイ国籍382人、ブラジル国籍203人）となっており、日常生活のさまざまな場面で、外国人と接する機会が増えてきております。

このため、外国人の人権を尊重するための教育・啓発活動や情報提供、相談事業の充実など、外国人が安心して暮らせる環境作りを、民間団体等とも連携を取りながら推進しているところでございます。

### 2 主要事業の展開

外国人の人権を擁護していくための具体的な事業といたしましては、和歌山県国際交流センターに、英語・中国語に対応できる生活相談員を配置し、外国人向けの医療、教育、在留資格、就労などの相談を実施しております。

17年度実績といたしましては、283件の相談がございました。

また、財団法人和歌山県国際交流センターとともに、外国人向けに、日本語能力を高め、言葉の壁による不安を和らげていただくための「日本語教室」や、日本文化に慣れ親しみ、理解を深めて頂くための「日本文化理解講座」を開催しております。

県民向けには、異なる国の文化や習慣をもった人々との交流を通じて、多様な文化や習慣、価値観への理解を深め、外国人とつきあっていくために必要な国際感覚を身につけていただくための「国際理解講座」の開催や小中学校において「国際理解教育」事業を実施しております。

あわせて、外国人との交流を通じて相互の国際理解や国際的視野を備えていただくため、在住外国人の方々と県民が直接交流できるコンサートなど様々なイベントも実施しております。

さらに、国際交流センターでは、外国人が地域で生活していく上で必要な医療機関へのかかり方や住宅の借り方など、さまざまな生活関連情報を多言語により提供しているところでございます。

また、財団法人和歌山県人権啓発センターでは、「人権を考える公開講座」を開催するとともに、「ふれあい人権フェスタ」において、外国人による人権問題に係る活動状況を紹介しているところでございます。

### 3 今後の取組等

今後の取組等でございますが、既にこの4月から在住外国人の方々が安心して暮らせるよう、国際交流・相互理解の拠点である国際交流センターを、日曜日も開館したところでございます。

また今年度、在住外国人に対する防災対策として、多言語によるパンフレット等を作成して参ります。

今後とも、関係機関、団体と十分連携を図りながら、引き続き人権施策基本方針及び国際化推進指針に沿った施策を推し進め、外国人が地域の一員として人権が守られ、いきいきと安心して生活できるよう取り組んでまいりたいと考えております。



分野別施策名	感染症（ハンセン病、H I V等）・難病患者等の人権
--------	----------------------------

説 明 課      健康対策課

---

感染症（ハンセン病）

**1 最近の動向**

かつてハンセン病を患った方が入所し療養生活を送っている療養所は、全国に13カ所の国立療養所と2カ所の私立療養所があり、平成17年末で約3,300人の方が療養生活をおくっています。

和歌山県出身入所者の方は、4カ所の国立療養所（群馬県：栗生楽泉園、東京都：多摩全生園、岡山県：長島愛生園・邑久光明園）に27名（平成17年5月1日現在）が入所されています。

入所者の方には、毎年、里帰り事業や県民の療養所訪問事業などを通じ和歌山の景色、空気などに触れていただいています。

また、「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心に、和歌浦健康相談所長による講演や街頭啓発でのパンフレット等の配布を通じ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

**2 主要事業の展開**

「ハンセン病療養所入所者里帰り事業」では、昨年4月26日から28日までの2泊3日で、和歌山市内方面、紀中方面を旅行し入所者の方17名の参加のもと実施しました。

また、ハンセン病療養所を訪問する「ふれあい訪問事業」を昨年7月29日に実施し、県民の皆さまに参加いただき、在園者の方々とのふれあい活動を通じ、ハンセン病への理解を深めていただきました。

6月の「ハンセン病を正しく理解する週間」を中心に、パネル展や和歌浦健康相談所長による講演会、JR和歌山駅前及び保健所管内地域での街頭啓発を行い、ハンセン病に対する正しい理解について促進を図りました。

### 3 今後の取組等

平成18年度につきましても、同様に取り組んでまいります。

- ・昭和47年以来実施（平成14年度から各園合同）している「集団里帰り事業」
- ・県民が、和歌山県出身者の入所している療養所を訪問する「ふれあい訪問事業」
- ・「ハンセン病を正しく理解する週間」での街頭啓発活動、人権フェスタでのパネル展
- ・和歌浦健康相談所におけるハンセン病に関する一般相談、ハンセン病療養所入所者の方への援護等

分野別施策名	感染症（ハンセン病、H I V等）・難病患者等の人権
--------	----------------------------

説 明 課      健康対策課

---

感染症（H I V等）

**1 最近の動向**

わが国では、1985年に報告があつて以来、H I V感染者・A I D S患者の新たな報告は年々増加しています。2004年にはH I V感染者・A I D S患者合わせて1,165人と初めて1,000人を越え過去最多になっています。感染経路は、性的接触による感染が約85%を占めています。

特に、H I V感染者の年齢構成は20 - 30代の若い世代が多くを占めています。若者への感染拡大を防止するため、正しい知識、予防法などについて啓発活動を行うとともに、早期発見・早期治療に繋がる自発的検査の機会を拡大するため、迅速検査の導入が図られています。

**2 主要事業の展開**

H I V感染者・A I D S患者に対し良質な医療の提供や相談に応じるためエイズ拠点病院へのカウンセラーの派遣事業を実施しています。

地域の住民に対して、差別の解消や正しい知識の啓発のため「H I V・エイズに関する草の根研修」を行っています。

高校生を対象として、感染の予防法や正しい知識を普及し、行動変容をはかり、生徒から生徒への正しい知識を伝達を目指すため「ピアエデュケーション」を実施しています。

保健所のエイズ相談窓口において、県民からの相談や匿名・無料のエイズ抗体検査の実施しています。

世界エイズデーにおける啓発活動を実施しています。

**3 今後の取組等**

平成18年度につきましても、同様に取り組んでまいります。

- ・エイズ拠点病院へのカウンセラーの派遣事業

- ・「H I V ・エイズに関する草の根研修」
- ・「ピアエデュケーション」
- ・無料のエイズ抗体検査
- ・受検者の利便性等を考慮した夜間の迅速検査（新規）

分野別施策名

感染症（ハンセン病、H I V等）・難病患者等の人権

説明課

健康対策課

難病患者等

## 1 最近の動向

( 1 ) 本県の難病患者（国指定45特定疾患患者）は、増加かつ重症化

- ・患者数 (H10) 3,657人 (H17) 5,070人 1.39倍
- ・うち重症者 (H10) 323人 (H17) 697人 2.16倍

## 2 主要事業の展開

( 1 ) 難病・子ども保健相談支援センターの設置（平成18年4月1日）

- ・平成11年に設置した子ども保健福祉相談センターを発展的に改組
- ・大人の相談窓口開設時期については、7月中を予定

ア 目的

治療、介護等の療養生活や教育、就労等の日常生活などにおいて様々な不安や困難を抱える難病患者及び疾病等による長期療養児等に対し、相談に応じ、必要な支援を行うことにより、Q O Lの向上を図り、自立と社会参加を促進

イ 場所

県立医科大学病院棟3階

ウ 業務内容

療養等相談

患者会・家族会の育成支援

ボランティアの育成・支援

講演会・研修会の開催

情報の収集・提供

災害時の支援ネットワークの構築

就労支援

保育・教育支援

### 3 今後の取組等

センター及び併設する和歌山神経難病医療ネットワーク連絡協議会（会長 近藤智善医大神経内科教授）を核に、医療機関、保健所、市町村、NPO、患者団体等と協力・連携を図り、難病患者の自立と社会参加の一層の促進に努める。

分野別施策名	犯罪被害者とその家族の人権について
--------	-------------------

## 説明課 県民生活課

### 1 最近の動向

犯罪被害者等に対する対策につきましては、平成8年に警察庁が取りまとめた「被害者対策要綱」などをもとに策定されました「和歌山県人権施策基本方針」に基づいて、「犯罪被害者の救済は、被害者の基本的人権に基づくもので当然支援されるべきであり、誰もが被害者になる可能性があるとの認識の上に立って、被害者を社会全体で支え合うことができる社会づくりを推進する必要がある。」との方針の下に、警察や行政を中心に関係の民間団体が連携して各種の施策を推進して参ったところですが、既にご承知のとおり、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年の12月には、同法で規定された「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されたところです。

基本法では、「犯罪被害者等」について、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族又は遺族」であると被害者対策要綱より幅広い概念が示されているところであり、和歌山県でも、本年4月1日施行の「和歌山県安全・安心まちづくり条例」に犯罪被害者のみならず、その家族又は遺族を対象とした「犯罪被害者等に対する支援」に関する条項を盛り込んだところです。

### 2 主要事業の展開

主要事業につきましては、県人権施策基本方針で定められた「基本的なとりくみ」に基づき、警察が中心となって「啓発活動の推進」、「相談・支援体制の充実」、「再被害防止措置の確保」、「重大な犯罪の未然防止措置」に取り組んでいるところであり、具体的には、

まず、啓発活動の推進として、

各種会合や広報紙、リーフレット及び県警ホームページ等による広報啓発、紀の国被害者支援センター等関係機関と連携した「支援

フォーラム」の開催等による県民の認識を深めるための広報啓発

警察職員に対する被害者対策専科教養や行政職員に対する人権研修の開催等による人権意識の高揚

犯罪被害者等への二次的被害防止のためのマスコミへの取材自粛の申し入れ（平成17年度中は、対象事案なし）

等を行っております。

次に相談・支援体制の充実として、

県内の全警察署に性犯罪相談などに対応するための専門の女性警察官を配置し、研修によるレベルアップを図るとともに、各種相談（悪質商法、少年、女性、銃器、薬物等）窓口に関する広報による県民への周知と利用促進

紀の国被害者支援センターと連携したボランティア相談員による電話相談等の実施

警察本部主管課の警察安全相談員の増員によるストーカーやDV事案への相談体制の強化

主要医療機関の精神科医との連携によるカウンセリング体制の確立

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づく給付金支給制度の周知と対象事件に対する迅速、適正な裁定（平成17年度中は、4件、約1,200万円）

等に取り組んでおります。

次に、再被害防止措置の確保として、

被害者等に対する再被害防止のための必要な助言や身辺警戒及び関係機関と連携した保護対策の的確な推進

等に取り組んでおります。

最後に、重大な犯罪の未然防止措置として、

犯罪情報地理分析システムを活用した「犯罪マップ」及び「子ども危険地図」の県警ホームページへの掲載、インターネットを活用した不審者情報等の「安全・安心メール」の配信による県民への情報提供



ストーカーやDV事案への防犯活動に利用するための装備品の確保（平成17年度：被害者への貸出し用の防犯ブザー200個を全警察署に配布）

和歌山駅・アロチ周辺地域及び田辺駅前周辺地域における警備業者による防犯パトロールの推進

県内14警察署中12警察署への警察安全相談員の配置による相談窓口の充実（平成19年度には全警察署へ配置予定）

等に取り組んでおり、犯罪被害者等を支援するための総合的な施策を展開しております。

### 3 今後の取組等

平成17年12月に策定された「犯罪被害者等基本計画」には、

尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

個々の事情に応じて適切に行われること。

途切れることなく行われること。

国民の総意を形成しながら展開されること。

の「4つの基本方針」及び

損害回復・経済的支援等への取組

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

刑事手続への関与拡大への取組

支援等のための体制整備への取組

国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

の「5つの重点課題」が示されていていところであり、

和歌山県では、犯罪被害者等に対する対策に関する総合的な窓口として、本年4月1日から県民生活課において担当することとしており、今後、基本計画に定められた基本方針に則り、関係課室による庁内連絡会を発足させ、重点課題に対する迅速・適切な対応を図るための検討等を積み重ねるとともに、警察等関係機関・団体と連携しながら、効果的な被害者等に対する支援・対策に努めて参りたいと考えております。

分野別施策名	さまざまな人権について
--------	-------------

説 明 課      人 権 局   人 権 政 策 課

---

1 最近の動向

2 主要事業の展開

「野宿生活者（ホームレス）」に関して、平成14年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定され、ホームレスの人権への配慮と、地域社会の理解と協力を得ながら、ホームレスの自立への支援等について、地域の実情に応じた施策の策定と、取組を行うこととされた。

庁内関係課室による「ホームレス対策に係る連絡会議（事務局：福祉保健総務課）」を設置し、ホームレスの自立支援等について、協議を行った。

ホームレス支援団体である「夜回り会」・「ふれあい会」と、ホームレスの自立支援等に関して、意見交換を行った。

「性同一性障害者」に関しては、平成15年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定（平成16年7月施行）され、家庭裁判所の審判により性別の変更が認められるようになった。

性同一性障害や、障害がある人に対して、県民が正しい認識を持つとともに、偏見や差別を解消するために、啓発リーフレットの作成・配布や、啓発講演会の開催を行っている。

人権施策推進のための庁内組織である「和歌山県人権同和施策推進委員幹事会」を通じ、県において定めている申請書様式等の点検・見直しを行い、性別記載の必要性等の協議を行い、不要と判断したものについては、削除を行った。

色覚特性を持つ人に関する啓発講演会の開催するとともに、啓発パンフレットを作成したところであり、配布や研修会等を通じて、県民への正しい認識を深めている。

「人権を考える強調月間（毎年11月11日～12月10日）」を提唱し、様々な人権問題を、自らの課題として考える機会を持っていただくように、街頭啓発等を通じて、啓発活動を行っている。

「ふれあい人権フェスタ」を開催し、様々な人権に関するNPO等民間団体や関係機関とともにフェスタを企画・開催・運営し、すべての県民が楽しい雰囲気の中で人権について考える場を創るなど、啓発に努めている。

和歌山県人権啓発センターの機関誌を通じ、様々な人権問題の解決に取り組んでいる団体や機関等に、インタビュー形式により紹介を行い、様々な人権問題に関する正しい認識の涵養と、偏見や差別の解消に努めている。

### 3 今後の取組等

引き続き、「人権を考える強調月間」において、県民が自主的に参加し、楽しい雰囲気の中で、人権について考える機会を設けるなど、啓発活動を推進していく。

また、啓発資料の作成、啓発物品等の配布や、啓発講演会等の開催を行い、県民への、様々な人権問題に関する正しい認識の涵養と、偏見や差別の解消に努めていく。

財団法人和歌山県人権啓発センターが行っている人権相談事業について、広く県民への周知するとともに、様々な人権課題を持っている人の相談に応じていく。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとする人に対する更生保護を行っている保護司会をはじめ、様々な人権問題の解決に取り組むNPO等と、人権問題に関する現状や課題等についての意見交換の実施等について、検討していく。